

第2章

# 意思表示

今回のヒットツ！ポイント

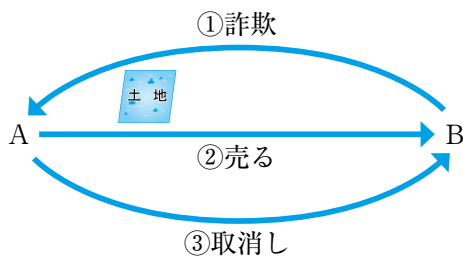
- 1 詐欺と強迫の意味と、両者の違いを押さえる。
- 2 心裡留保の意味を押さえる。
- 3 通謀虚偽表示の意味を押さえる。
- 4 錯誤の意味とその効果を押さえる。

## 1 詐欺

詐欺とは、人をだますことをいう。

### ケーススタディ1

AはBにだまされて自己所有の土地をBに売却する契約を締結した。この契約は有効だろうか？



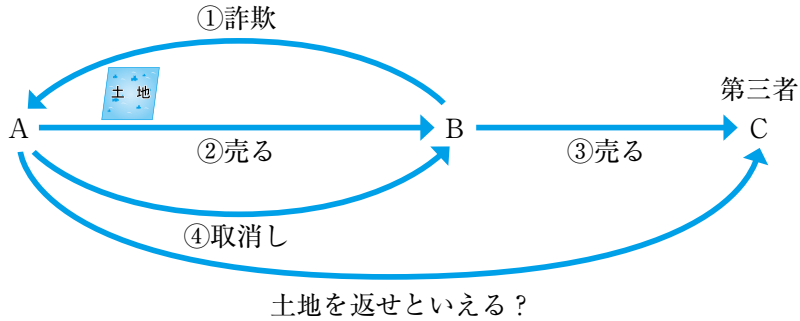
### 【結論】

契約は有効だが、**取り消すことができる**。

取り消すと契約をしたときにさかのぼって無効となるので、Aは土地を取り戻すことができる。

## ケーススタディ2

BがAをだまして取得した土地を、Cに転売した。その後、Aが詐欺を理由に契約を取り消した。この場合、AはCに土地を返せといえるだろうか？



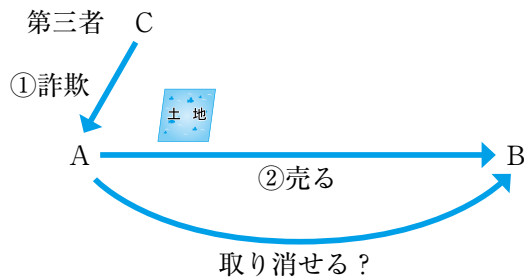
## 【結論】

Cが善意無過失…Cの勝ち（AはCに土地を返せといえない）。

Cが悪意または善意有過失…Aの勝ち（AはCに土地を返せといえる）。

## ケーススタディ3

AはCにだまされて自己所有の土地をBに売却した。この場合、Aは詐欺を理由にBとの契約を取り消すことができるだろうか？



## 【結論】

Bが善意無過失…Aは取り消すことができない。

Bが悪意または善意有過失…Aは取り消すことができる。



これでヒッタツ!

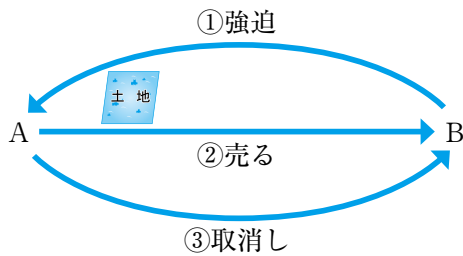
- 詐欺による契約は、取り消すことができる。
- ただし、善意無過失の第三者には対抗できない。
- 第三者の詐欺の場合、相手方が善意無過失であれば取り消すことができない。

## 2 強迫

強迫とは、人を脅すことをいう。

### ケーススタディ4

AはBに脅されて自己所有の土地をBに売却した。この契約は有効だろうか？



### 【結論】

ケーススタディ1と同じく、契約は有効だが、取り消すことができる。